議案第７号

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和８年11月25日提出

富津市長　　高　橋　恭　市

提案理由

物価高騰、人件費の上昇等の社会経済情勢の変化を踏まえ、使用料及び手数料の適正な水準を確保し、及び受益者と非受益者との負担の公平性を確保する等のため、関係する条例を整備するものである。

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（富津市情報公開条例の一部改正）

第１条　富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

（開示請求権）

第５条　次に掲げるものは、実施機関に対して、当該実施機関が保有する行政文書の開示の請求（第５号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る行政文書の開示に限る。以下「開示請求」という。）をすることができる。

（１）　市内に住所を有する者

（２）　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

（３）　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

（４）　市内に存する学校に在学する者

（５）　前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

第17条を次のように改める。

（手数料）

第17条　開示請求者は、開示請求に係る受付手続き１件（以下「開示請求１件」という。）につき300円の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）及び実費の範囲内において規則で定める額の開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）を納付しなければならない。

２　実施機関は、開示請求者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求１件につき開示請求手数料及び2,000円を限度として、開示実施手数料を免除することができる。

３　既に納付された開示請求手数料及び開示実施手数料は、還付しない。ただし、開示請求者の責めに帰することができない場合その他実施機関が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（富津市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第２条　富津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年富津市条例第19

号）の一部を次のように改正する。

第６条を次のように改める。

（開示請求に係る手数料等）

第６条　市の機関に対し開示請求をする者（以下「開示請求者」という。）は、開示請求に係る受付手続き１件（以下「開示請求１件」という。）につき300円の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）及び実費の範囲内において規則で定める額の開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）を納付しなければならない。

２　市の機関は、開示請求者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求１件につき開示請求手数料及び2,000円を限度として、開示実施手数料を免除することができる。

３　既に納付された開示請求手数料及び開示実施手数料は、還付しない。ただし、開示請求者の責めに帰することができない場合その他市の機関が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（富津市議会の個人情報の保護に関する条例）

第３条　富津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年富津市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第30条を次のように改める。

（開示請求の手数料等）

第30条　開示請求者は、開示請求に係る受付手続き１件（以下「開示請求１件」という。）につき300円の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）及び実費の範囲内において議長が別に定める額の開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）を納付しなければならない。

２　議長は、開示請求者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求１件につき開示請求手数料及び2,000円を限度として、開示実施手数料を免除することができる。

３　既に納付された開示請求手数料及び開示実施手数料は、還付しない。ただし、開示請求者の責めに帰することができない場合その他議長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（富津市手数料条例の一部改正）

第４条　富津市手数料条例（平成12年富津市条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表の８の項を次のように改める。

８	優良宅地造成認定申請手数料	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の４第３項第７号イ又は第63条第３項第７号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	１件につき造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満の場合	86,000円
			造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	130,000円
			造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	190,000円
			造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満の場合	260,000円
			造成宅地の面積が１ヘクタール以上３ヘクタール未満の場合	390,000円
			造成宅地の面積が３ヘクタール以上６ヘクタール未満の場合	510,000円

			造成宅地の面積が６ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円
			造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円

別表の９の項中

「

10,000平方メートルを超えるとき	43,000円

」を

「

10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	43,000円
50,000平方メートルを超えるとき	58,000円

」に改め、同表26の項中「100円」を「300円」に改め、同表32の項中「300円」を「400円」に改める。

（富津市行政財産使用料条例の一部改正）

第５条　富津市行政財産使用料条例（昭和56年富津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

小学校 中学校 保育所	建物	１時間	昼間	440円
			夜間	550円
小学校	運動場	３時間	昼間	990円

中学校 保育所			夜間	1,430円

」を

「

小学校 中学校	建物	１時間	昼間	660円
			夜間	820円
	屋外運動場	１時間	昼間	490円
			夜間	710円
	屋内運動場	１時間	昼間	330円
			夜間	480円

」に、

「

庁舎等
庁舎等

」を

「

庁舎等

」に改め、同表備考第１項中「440円」を「660円」に、「550円」を「820円」に改め、同表備考第２項を次のように改める。

２　市内在住者及び市内に勤務先又は通学先を有する者（団体にあってはその構成員の過半数が市内在住者及び市内に勤務先又は通学先を有する者である場合）以外の者が利用するときの使用料は、庁舎及び庁舎等を除き、本表に規定する使用料に10割に相当する額を加算した額とする。

（富津市税条例の一部改正）

第６条　富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第91条第８項中「200円」を「250円」に改める。

（富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正）

第７条　富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成６年富津市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第14条中「。以下「施行令」という。」を削る。

第26条中「第25条」を「前条」に改める。

別表第４中「5,000円」を「7,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改める。

（富津市都市公園条例の一部改正）

第８条　富津市都市公園条例（昭和51年富津市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第３の１　陸上競技場使用料の表中

「

専用	入場料の類を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	一般	１使用１時間以内	1,650円
			学生		770円
			中学生以下		550円

」を

「

専用	入場料の類を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	一般・学生	１使用１時間以内	2,000円
			中学生以下		1,000円

」に、

「

個人	一般・学生	１使用１時間以内	50円
	中学生以下		30円

」を

「

個人	一般・学生	１使用１時間以内	100円
	中学生以下		50円

」に改め、

同表付属設備の部中「付属設備」を「附属設備」に改め、同部中シャワーの項を

削り、同表備考中「及びシャワー」を削り、「５割」を「10割」に改める。

別表第３の２　野球場使用料の表中

「

夜間照明設備	職業野球チーム及び野球以外の催物		１使用１時間以内	7,700円
	一般野球チーム、学生野球チーム及び中学生以下の野球チーム	全点灯の場合		5,500円
		半点灯の場合		3,850円

」及び

「

夜間照明設備	職業野球チーム及び野球以外の催物	１使用１時間以内	15,400円
	一般野球チーム、学生野球チーム及び中学生以下の野球チーム		7,700円

」を削り、同表附属設備の部シャワーの項を削り、同表備考第１項中「及びシャワー」を削り、「５割」を「10割」に改め、同表備考中第２項を削り、第３項を第２項とする。

別表第３の３　テニス場使用料の表備考第１項及び別表第３の４　球技広場・少年サッカー場・運動場広場使用料の表備考中「５割」を「10割」に改める。

（富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第９条　富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表１　総合社会体育館利用料金限度額の表備考第５項中「100分の150」を「100分の200」に改める。

別表２　富津運動広場利用料金限度額の表及び別表３　新富運動広場利用料金限度額の表市内利用者の部学生の項中「220円」を「330円」に、同部一般の項中「330円」を「490円」に、市内利用者以外の部学生の項中「440円」を「660円」に、同部一般の項中「660円」を「990円」に改める。

別表４　浅間山運動公園利用料金限度額の表備考第３項中「100分の150」を「100分の200」に改める。

（富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正）

第10条　富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例（平成13年富津市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「使用の許可を受けたときに直ちに納付しなければならない」を「前納とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

別表備考第１項中「５割」を「10割」に改める。

別表備考中第３項及び第４項を削り、第５項を第３項とし、第６項を第４項とし、第７項を第５項とする。

（富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条　富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例（平成18年富津市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第10条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

別表備考第１項中「５割」を「10割」に改める。

別表備考中第３項を削り、第４項を第３項とし、第５項を第４項とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第４項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の各条例の規定に基づく施行日以後の使用（利用を含む。

以下同じ。）の許可を受けるための申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3　この条例の公布の日前に施行日以後の使用についての許可を受けた者の当該使用に係る使用料の額については、改正後の各条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　施行日前に施行日以後の使用についての許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該使用に係る新条例に定める使用料の額を徴収する。